

地方消費者行政の充実について

平素は町行政に、とりわけ消費者行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私たちの日常生活の中では、悪徳商法など、消費者にかかわる問題が絶えず起こっており、内容は日々巧妙化しています。

また、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳から自分の意思で契約が可能になったことに伴う消費者トラブル等も発生しています。

湯浅町では、平成23年度から専門相談員による消費生活相談窓口を開設し、毎週1回相談を受け付けることで、相談体制を強化しております。

加えて警察署などの関係機関とも連携しつつ、町民が安心して暮らせるまちづくりに努めております。

今後も、町民が安心して暮らせるよう、情報の提供、相談窓口の周知等により消費者行政の推進に取り組んでまいります。

町民の皆様におかれましても、消費者行政に更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月31日

湯浅町長職務代理者

湯浅町副町長 楠 義隆